旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和８年10月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社スマートカレッジ　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３－958号　④株式会社スマートカレッジ　札幌市北区北８条西１丁目３ＯＮＥ札幌ステーションタワー4010　代表取締役　佐伯輝明　⑤本社営業所　札幌市北区北８条西１丁目３ＯＮＥ札幌ステーションタワー4010　⑥令和８年５月29日　⑨令和８年９月17日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市北区北８条西１丁目３ＯＮＥ札幌ステーションタワー4010　株式会社スマートカレッジ　代表取締役　佐伯輝明

Ｂ　①天童予約センター　②地域限定旅行業務　③山形県知事登録旅行業地域－283号　④山川晃市　山形県天童市南町二丁目７番24号　⑤天童予約センター　山形県天童市南町二丁目7番24号　⑥平成29年２月21日　⑧令和8年9月25日　⑩100万円　⑪山形県知事　⑫山形県天童市南町二丁目７番24号　山川晃市

Ｃ　①株式会社ラグジュリーク　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－9004号　④株式会社ラグジュリーク　東京都港区六本木七丁目７番７号　代表取締役　眞野直美　⑤本店　東京都港区六本木七丁目７番７号　⑥令和８年７月16日　⑨令和８年９月25日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区六本木七丁目７番７号　株式会社ラグジュリーク　代表取締役　眞野直美

Ｂ　①株式会社バケットリストリゾート　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－8157号　④株式会社バケットリストリゾート　東京都世田谷区北沢二丁目10番８号ユナイテッドビル２階201号室　代表取締役　菅野信数　⑤本店　東京都世田谷区北沢二丁目10番８号ユナイテッドビル２階201号室　⑥令和３年12月２日　⑧令和８年９月25日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都世田谷区北沢二丁目10番８号ユナイテッドビル２階201号室　株式会社バケットリストリゾート　代表取締役　菅野信数

Ｂ　①株式会社ダイナムビジネスサポート　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－8243号　④株式会社ダイナムビジネスサポート　東京都葛飾区金町六丁目５番８号　代表取締役　松岡大成　⑤本社　東京都葛飾区金町６－５－８ダイナム金町ビル６Ｆ　⑥令和４年８月18日　⑧令和８年９月18日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都葛飾区金町六丁目５番８号　株式会社ダイナムビジネスサポート　代表取締役　松岡大成

Ｂ　①株式会社ＳＣＡ　Ｊａｐａｎ　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－1293号　④株式会社ＳＣＡ　Ｊａｐａｎ　神奈川県横浜市神奈川区台町17番地１　マストビル９階Ｅ３　代表取締役　セバスティアーノ・レッジョ　⑤本店　神奈川県横浜市神奈川区台町17番地１　マストビル９階Ｅ３　⑥令和７年６月10日　⑧令和８年８月31日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県横浜市神奈川区台町17番地１　マストビル９階Ｅ３　株式会社ＳＣＡ　Ｊａｐａｎ　代表取締役　セバスティアーノ・レッジョ

Ｂ　①旅企画　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－3113号　④藤川修身　大阪府枚方市印田町60番28号　⑤本社営業所　大阪府枚方市印田町60番28号　⑥令和４年５月11日　⑧令和８年９月４日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府枚方市印田町60番28号　藤川修身

Ｂ　①ジェーピーツアーズ　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－839号　④ジェーピーツアーズ　兵庫県芦屋市南浜町２番12号　⑤ジェーピーツアーズ　兵庫県芦屋市南浜町２－12　⑥令和５年２月21日　⑧令和８年２月４日　⑩300万円　⑪兵庫県知事　⑫兵庫県芦屋市南浜町２番12号　ジェーピーツアーズ

Ｃ　①トライアルツアーズ　②第２種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第２－1048号　④株式会社トライアルツアーズ　福岡県福岡市東区多の津１－12－２　代表取締役　金堀宏宣　⑤宮若営業所　福岡県宮若市乙野667－３　⑥令和７年９月25日　⑨令和８年６月９日　⑩1100万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市東区多の津１－12－２　株式会社トライアルツアーズ　代表取締役　金堀宏宣

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和８年10月21日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。